

申請日 2022 年 12 月 23 日

一般社団法人 投資信託協会
会長 殿

(商号又は名称) J P 投信株式会社
(代表者) 代表取締役社長 荒巻 裕大

正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則
第 10 条第 1 項第 17 号イの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

1. 委託会社等の概況

(1) 資本金の額 (2022 年 11 月末日現在)

資本金の額	5 億円
会社が発行する株式の総数	100,000 株
発行済株式総数	20,000 株
最近 5 年間における主な資本金の額の増減	該当事項はありません。

(2) 会社の機構

(a) 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は取締役会の決議をもって決定します。

取締役は、株主総会の決議により選任されます。取締役の任期は選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとします。

取締役会は、当社を代表する取締役およびその他の役付取締役を選定します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き代表取締役がこれを招集し、議長となります。代表取締役に事故あるとき、または欠員であるときは、あらかじめ取締役会の決議により定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たります。

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行います。

(b) 投資運用の意思決定機構

PLAN：計画

代表取締役社長を委員長とする商品委員会において、ファンドの運用の基本方針や運用ガイドラインなどを策定します。ファンドマネジャーは、決定された運用の基本方針等に基づいて運用計画を月次で策定し、代表取締役社長が承認します。

DO：実行

ファンドマネジャーは、決定された運用計画に沿ってポートフォリオの構築などファンドの運用を行うとともに、ファンドの運用状況を管理します。

ファンドマネジャーは、運用者としての行動基準および禁止行為等が規定された資産運用業務規程を遵守することが求められます。

運用部長は、ファンドの運用が運用計画に沿って行われていることを確認します。

CHECK：検証

運用部長は、ファンドマネジャーより適宜運用状況についての報告を受け、必要に応じて改善策の検討等を指示します。

また、法令等や運用ガイドラインの遵守状況等については、運用部門から独立した業務部がモニタリングを行います。モニタリング結果は、パフォーマンスレビュー委員会に報告されます。

モニタリングの結果は、速やかに運用部にフィードバックされ、ファンドの運用に反映されます。

2. 事業の内容及び営業の概況

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。

なお、2022年11月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託は以下のとおりです（親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額（円）
追加型株式投資信託	7	295, 282, 668, 064
合計	7	295, 282, 668, 064

3. 委託会社等の経理状況

(1) 財務諸表の作成方法について

委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年 大蔵省令第 59 号) ならびに、同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号) により作成しております。

委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 52 年 大蔵省令第 38 号)、ならびに同規則第 38 条及び第 57 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号) により作成しております。

(2) 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(3) 監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、事業年度 (2021 年 4 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日まで) の財務諸表ならびに事業年度 (2022 年 4 月 1 日から 2022 年 9 月 30 日まで) の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2022年5月31日

JP投信株式会社
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 関 賢 二 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているJP投信株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、JP投信株式会社の2022年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場か

ら財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められている他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2022年12月8日

J P 投信株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 関 賢 二 印
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているJ P 投信株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第8期事業年度の中間会計期間（2022年4月1日から2022年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、J P 投信株式会社の2022年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2022年4月1日から2022年9月30日まで）の経営成績の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

(1) 貸借対照表

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)		当事業年度 (2022年3月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金	※2	567,856	※2	723,826
前払費用		12,904		7,690
未収委託者報酬		57,458		59,224
その他		7,133		5,173
流動資産計		645,352		795,915
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	1,818	※1	1,548
器具備品	※1	8,709	※1	14,042
無形固定資産				
商標権		1,045		882
投資その他の資産				
長期前払費用		—		107
その他		8,743		8,743
固定資産計		20,317		25,323
資産合計		665,669		821,238
負債の部				
流動負債				
リース債務		1,193		1,204
未払金				
未払手数料	※2	33,226	※2	34,184
その他未払金	※2	35,900	※2	32,260
未払法人税等		4,369		4,919
流動負債計		74,690		72,568
固定負債				
リース債務		4,572		3,368
固定負債計		4,572		3,368
負債合計		79,263		75,937
純資産の部				
株主資本				
資本金		500,000		500,000
資本剰余金				
資本準備金		500,000		500,000
資本剰余金計		500,000		500,000
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		△ 413,593		△ 254,699
利益剰余金計		△ 413,593		△ 254,699
株主資本合計		586,406		745,300
純資産合計		586,406		745,300
負債・純資産合計		665,669		821,238

(2) 損益計算書

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日)		(自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月31日)	
営業収益				
委託者報酬		1,104,233		1,167,447
営業収益計		1,104,233		1,167,447
営業費用				
支払手数料	※1	641,064	※1	677,542
広告宣伝費		5,041		4,931
調査費				
調査費		415		186
委託調査費		15,727		18,325
委託計算費		52,040		53,818
営業諸雑費				
通信費		5,632		6,689
印刷費		46,176		46,017
協会費		2,267		2,011
その他		3,232		289
営業費用計		771,599		809,813
一般管理費				
給料				
役員報酬	※1	60,488	※1	60,424
給料・手当	※1	84,925	※1	91,955
法定福利費		376		337
福利厚生費		230		230
業務委託費		13,360		9,676
交際費		14		31
旅費交通費		385		28
租税公課		8,610		8,990
不動産賃借料		12,000		12,103
固定資産減価償却費		5,095		4,113
消耗品費		1,859		1,182
支払報酬料		6,150		8,875
諸経費		437		461
一般管理費計		193,934		198,414
営業利益		138,699		159,219
営業外収益				
受取利息		0		0
有価証券売却益		52		—
リース解約益		474		—
雑収入		6		11
営業外収益計		533		11
営業外費用				
支払利息		41		47
営業外費用計		41		47
経常利益		139,192		159,184
特別損失				
固定資産除却損	※2	573		—
特別損失計		573		—
税引前当期純利益		138,618		159,184
法人税、住民税及び事業税		290		290
法人税等還付税額		△ 927		—
法人税等合計		△ 637		290
当期純利益		139,256		158,894

(3) 株主資本等変動計算書

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

(単位：千円)

	株 主 資 本						評価・換算差額等		純資産合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計					
当期首残高	500,000	500,000	500,000	△552,849	△552,849	447,150	14	14	447,164	
当期変動額				139,256	139,256	139,256			139,256	
当期純利益				139,256	139,256	139,256	△ 14	△ 14	△ 14	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	—	—	—	139,256	139,256	139,256	△ 14	△ 14	139,242	
当期末残高	500,000	500,000	500,000	△ 413,593	△ 413,593	586,406	—	—	586,406	

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

(単位：千円)

	株 主 資 本						評価・換算差額等		純資産合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計					
当期首残高	500,000	500,000	500,000	△413,593	△413,593	586,406	—	—	586,406	
当期変動額				158,894	158,894	158,894			158,894	
当期純利益				158,894	158,894	158,894	—	—	—	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	—	—	—	158,894	158,894	158,894	—	—	158,894	
当期末残高	500,000	500,000	500,000	△254,699	△254,699	745,300	—	—	745,300	

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得する建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10～18年

器具備品 3～20年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

2 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は、投資信託運用業を行っており、投資信託約款に基づき投資信託の運用について履行義務を負っております。当該履行義務は信託期間にわたり日々充足され、投資信託財産の純資産額に一定の割合を乗じて計算した金額を収益として認識しております。

3 その他財務諸表作成のための基礎となる事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日)を当会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。この変更が財務諸表に与える影響はありません。

(貸借対照表関係)

前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額	※1 有形固定資産の減価償却累計額
建物 2,391千円	建物 2,661千円
器具備品 7,818千円	器具備品 11,499千円
計 10,209千円	計 14,160千円
※2 関係会社に対する資産及び負債	※2 関係会社に対する資産及び負債
(1) 流動資産	(1) 流動資産
預金 97,950千円	預金 266,153千円
(2) 流動負債	(2) 流動負債
未払手数料 33,224千円	未払手数料 34,183千円
その他未払金 9,140千円	その他未払金 9,025千円

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
※1 関係会社との取引高	※1 関係会社との取引高
支払手数料 641,023千円	支払手数料 677,499千円
役員報酬 45,488千円	役員報酬 45,424千円
給料・手当 63,259千円	給料・手当 64,955千円
※2 固定資産除却損	※2 固定資産除却損
器具備品 573千円	器具備品 —
計 573千円	計 —

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式	20,000 株	—	—	20,000 株

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式	20,000 株	—	—	20,000 株

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

事務機器（器具備品）であります。

② リース資産の減価償却の方法

「(重要な会計方針) 2 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社の資金運用については流動性の高い預金等に限定しており、投機的な取引は行わない方針であります。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

また、資金調達については借入によらず、株式の発行により行う方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

預金は、関係会社に対するものであり、短期の預金であることから、市場リスクは僅少であると認識しております。また、事業に必要な運転資金については、資金管理部署による計画に基づく手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

また、当社の営業債権である未収委託者報酬の基礎となる投資信託財産は、信託法により信託銀行の固有財産と分別管理されており、信用リスクは僅少であると認識しております。

リース債務は主に設備投資に係る資金調達であります。また、資金管理部署による計画に基づく手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

前事業年度（2021年3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	567,856	567,856	—
(2) 未収委託者報酬	57,458	57,458	—
資産計	625,314	625,314	—
(3) 未払手数料	33,226	33,226	—
(4) その他未払金	35,900	35,900	—
(5) リース債務(※1)	5,766	5,766	—
負債計	74,893	74,893	—

当事業年度（2022年3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	723,826	723,826	—
(2) 未収委託者報酬	59,224	59,224	—
資産計	783,051	783,051	—
(3) 未払手数料	34,184	34,184	—
(4) その他未払金	32,260	32,260	—
(5) リース債務(※1)	4,572	4,572	—
負債計	71,017	71,017	—

(※1) 1年以内返済予定のリース債務を含めております。

注：金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金・預金及び(2) 未収委託者報酬

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(3) 未払手数料及び(4) その他未払金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) リース債務

時価は、元利金の合計額を、同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

3 リース債務の決算日後の返済予定額

前事業年度（2021年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース債務	1,193	1,204	1,215	1,226	927	—

当事業年度（2022年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース債務	1,204	1,215	1,226	927	—	—

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	(注)1 112,928	72,904
未払事業税	757	1,417
繰延税金資産小計	113,686	74,321
税務上の繰越欠損金に係る		
評価性引当額	(注)1 △112,928	△72,904
将来減算一時差異等の合計に		
係る評価性引当額	△757	△1,417
評価性引当額小計	△113,686	△74,321
繰延税金資産合計	—	—
繰延税金負債		
その他	—	—
繰延税金負債合計	—	—
繰延税金資産の純額	—	—

(注)1. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度（2021年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金 (a)	—	—	—	—	58,730	54,198	112,928
評価性引当額	—	—	—	—	△58,730	△54,198	△112,928
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度（2022年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金 (a)	—	—	—	9,318	63,585	—	72,904
評価性引当額	—	—	—	△9,318	△63,585	—	△72,904
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、
当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
評価性引当額の増減	△29.52%	△30.63%
住民税均等割	0.20%	0.18%
その他	△1.74%	0.01%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△0.43%	0.18%

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「セグメント情報等」注記に記載のとおり、単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えており、かつ、内国籍投資信託からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、セグメント情報に追加しての記載は行っておりません。

(セグメント情報等)

1 セグメント情報

当社は資産運用に関する事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2 関連情報

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

(1) サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①営業収益

内国籍投資信託からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

(1) サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①営業収益

内国籍投資信託からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の 10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

4 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

5 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1 財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金、出資金又は基金 (億円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の 関係会社	㈱ゆうちょ 銀行	東京都 千代田区	35,000	銀行業	被所有 直接 45%	役員の受入 出向者の受入	人件費の 支払	75,728	その他 未払金	6,413
						投資信託の募集の 取扱及び投資信託 に係る事務代行の 委託等	事務代行 手数料の 支払	641,022	未払手 数料	33,224
その他の 関係会社	三井住友信 託銀行㈱	東京都 千代田区	3,420	銀行業	被所有 直接 30%	役員の受入 出向者の受入	人件費の 支払	33,018	その他 未払金	2,727
その他の 関係会社 の子会社	野村アセツ トマネジメ ント㈱	東京都 江東区	171	投資助 言・代理 業及び投 資運用業	なし	役員の受入 出向者の受入	人件費の 支払	36,666	その他 未払金	2,916

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金、出資金又は基金(億円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
その他の 関係会社	株ゆうちょ 銀行	東京都 千代田区	35,000	銀行業	被所有 直接 45%	役員の受入 出向者の受入 投資信託の募集の 取扱及び投資信託 に係る事務代行の 委託等	人件費の 支払	76,983	その他 未払金	6,305
							事務代行 手数料の 支払	677,499	未払手 数料	34,183
その他の 関係会社	三井住友信 託銀行㈱	東京都 千代田区	3,420	銀行業	被所有 直接 30%	役員の受入 出向者の受入	人件費の 支払	33,396	その他 未払金	2,720
その他の 関係会社 の子会社	野村アセツ トマネジメ ント㈱	東京都 江東区	171	投資助 言・代理 業及び投 資運用業	なし	役員の受入 出向者の受入	人件費の 支払	42,000	その他 未払金	—

(注) 1 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 人件費については、当社の給与規程に基づいて金額を決定しています。
- (2) 投資信託に係る事務代行手数料については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 子会社及び関連会社等

重要な該当事項はありません。

(3) 弟兄会社等

親会社及び法人主要株主等に含めて開示しております。

(4) 役員及び個人主要株主等

重要な該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する情報

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

項目	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
(1) 1株当たり純資産額	29,320円33銭	37,265円05銭
(1株当たり純資産額の算定上の基礎)		
純資産の部の合計額	586,406千円	745,300千円
普通株式に係る期末の純資産額	586,406千円	745,300千円
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	20,000株	20,000株

項目	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
(2) 1株当たり当期純利益	6,962円81銭	7,944円71銭
(1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎)		
損益計算書上の当期純利益	139,256千円	158,894千円
普通株式に係る当期純利益	139,256千円	158,894千円
普通株主に帰属しない金額	—	—
普通株式の期中平均株式数	20,000株	20,000株

(注) 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

	当中間会計期間 (2022年9月30日)	
資産の部		
流動資産		
現金・預金		811, 461
前払費用		4, 400
未収委託者報酬		57, 089
その他		5, 482
流動資産計		878, 433
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1	1, 426
器具備品	※1	12, 424
無形固定資産		
商標権		800
投資その他の資産		
長期前払費用		89
その他		16, 166
固定資産計		30, 908
資産合計		909, 342
負債の部		
流動負債		
リース債務		1, 209
未払金		
未払手数料		32, 881
その他未払金	※2	40, 551
未払法人税等		4, 550
流動負債計		79, 194
固定負債		
リース債務		2, 762
固定負債計		2, 762
負債合計		81, 956
純資産の部		
株主資本		
資本金		500, 000
資本剰余金		
資本準備金		500, 000
資本剰余金計		500, 000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△	172, 614
利益剰余金計	△	172, 614
株主資本合計		827, 385
純資産合計		827, 385
負債・純資産合計		909, 342

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2022年4月 1日 至 2022年9月30日)
営業収益	
委託者報酬	593, 551
営業収益計	593, 551
営業費用	
支払手数料	344, 363
広告宣伝費	2, 779
調査費	
委託調査費	6, 722
委託計算費	27, 201
営業諸雑費	
通信費	2, 726
印刷費	31, 346
協会費	996
 営業費用計	416, 135
一般管理費	
給料	
役員報酬	28, 908
給料・手当	45, 776
法定福利費	217
業務委託費	2, 582
交際費	28
旅費交通費	4
租税公課	4, 515
不動産賃借料	5, 109
固定資産減価償却費	※1 2, 018
消耗品費	383
支払報酬料	4, 827
諸経費	795
 一般管理費計	95, 166
営業利益	82, 249
営業外収益	
受取利息	0
 営業外収益計	0
営業外費用	
支払利息	19
 営業外費用計	19
経常利益	82, 229
税引前中間純利益	82, 229
法人税、住民税及び事業税	145
法人税等合計	145
中間純利益	82, 084

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2022年4月1日 至 2022年9月30日）

(単位：千円)

	株 主 資 本						純資産 合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計		
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益 剰余金 合計			
当期首残高	500,000	500,000	500,000	△ 254,699	△ 254,699	745,300	745,300	
当中間期変動額								
中間純利益				82,084	82,084	82,084	82,084	
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）							—	
当中間期変動額合計	—	—	—	82,084	82,084	82,084	82,084	
当中間期末残高	500,000	500,000	500,000	△ 172,614	△ 172,614	827,385	827,385	

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得する建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10～18年

器具備品 3～20年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

2 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は、投資信託運用業を行っており、投資信託約款に基づき投資信託の運用について履行義務を負っております。当該履行義務は信託期間にわたり日々充足され、投資信託財産の純資産額に一定の割合を乗じて計算した金額を収益として認識しております。

3 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(追加情報)

2022年8月18日に開催された臨時取締役会において、下記のとおり本店を移転することが決議されました。なお、当社の業績において、移転に伴う影響はない見込みです。

本社移転先：東京都中央区日本橋人形町一丁目11番2号 川商ビル2階

移転の時期：2022年11月下旬

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間 (2022年9月30日)	
※1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物	2,783千円
器具備品	13,314千円
計	16,098千円
※2 消費税等の取扱い	
仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。	

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	
※1 減価償却実施額	
有形固定資産	1,937千円
無形固定資産	81千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間（自 2022年4月1日 至 2022年9月30日）

発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式	20,000株	—	—	20,000株

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

事務機器（器具備品）であります。

② リース資産の減価償却の方法

「(重要な会計方針) 1 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

(金融商品の時価等に関する事項)

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

当中間会計期間（2022年9月30日）

(単位：千円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	811,461	811,461	—
(2) 未収委託者報酬	57,089	57,089	—
資産計	868,550	868,550	—
(3) 未払手数料	32,881	32,881	—
(4) その他未払金	40,551	40,551	—
(5) リース債務（※1）	3,972	3,972	—
負債計	77,405	77,405	—

（※1）1年内返済予定のリース債務を含めております。

注：金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金・預金及び(2) 未収委託者報酬

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(3) 未払手数料及び(4) その他未払金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) リース債務

時価は、元金利の合計額を、同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「セグメント情報等」注記に記載のとおり、単一のサービス区分の営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えており、かつ、内国籍投資信託からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、セグメント情報に追加しての記載は行っておりません。

(セグメント情報等)

1 セグメント情報

当社は資産運用に関する事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2 関連情報

当中間会計期間（自 2022年4月1日 至 2022年9月30日）

(1) サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①営業収益

内国籍投資信託からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当中間会計期間（自 2022年4月1日 至 2022年9月30日）

該当事項はありません。

4 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当中間会計期間（自 2022年4月1日 至 2022年9月30日）

該当事項はありません。

5 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当中間会計期間（自 2022年4月1日 至 2022年9月30日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額並びに1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	
1株当たり純資産額	41,369 円 28 銭
1株当たり中間純利益	4,104 円 23 銭
1株当たり中間純利益の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純利益	82,084 千円
普通株式に係る中間純利益	82,084 千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	20,000 株

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

公開日 2022年12月26日

作成基準日 2022年12月8日

本店所在地

東京都中央区日本橋人形町一丁目11番2号

お問い合わせ先

管理部